審　査　基　準

令和４年３月 15 日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の９第１項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の９第１項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第４７条第１号・第２号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第６３条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第５０条（教習射撃場の指定の申請の手続）、第６４条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審　査　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４７条第１号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：３０日
申　　請　　先：申請書は、射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許認可管理センター （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：